

令和元年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

第12回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 令和元年12月25日(水)午後1時03分から午後3時07分

2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地転用の許可を要しない届出書について
3. 使用貸借権の合意解約について
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農地法第18条第6項の規定による通知について
6. 形状変更届出について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

7 その他連絡・報告事項

1. 令和元年12月事業報告について
2. 令和2年1月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

主 事 佐藤 汰一

9 会議の概要

事務局

定刻3分遅れとなりましたが、ただいまより令和元年第12回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、これより令和元年第12回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任について、会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。11番柴山真二委員、12番尾形 司委員のお二人をお願いいたします。

議長

それでは、報告事項1番に入ります。

農家相談日について、12月5日と12月20日に農家相談を行っておりますので、最初に12月5日担当の委員より報告願います。

大友重善委員

それでは、12月5日の農家相談日の報告をいたします。

相談日当日は、会長室におきまして、伊藤会長、佐々木幸一郎委員、私大友と3人で対応しました。

相談件数が3件です。

1件目は、地区の さんという方が見えられまして、父親名義の田を変更したいのですが、どのようにしたらよろしいかという相談でした。現在、その田んぼを農地中間管理機構を通して、地区の さんが作付けしているとのこと。対応といたしましては、まず最初に、お

父さんと現在耕作している さんの利用権の契約の解約をし、次に農地法第3条による贈与手続きをし、自分の名義に変更すること。それには、最低1年間1作は自分で耕作しなくてはいけないので、自分で耕作してから再度契約するということの説明をし納得してもらいました。なお、耕作者である さんに電話したところ、ちょうど自宅にいるということですので、すぐに来庁してもらいました。 さんと さんはお互い初めての面識でしたが、 さんに事情を説明したところ快く快諾していただきました。それで、1年間 さんが自分で耕作してから、また再度 さんをお願いすることで双方了解しました。

2件目は、 地区の の さんという方で、農家相談というよりは農業委員会に対する意見を持ってきたようでした。今年の6月26日に提出した要望書の回答について、文書で来ていないがどうしてかというお話でした。相談者が相次いだため、 さんの対応は佐々木幸一郎委員と急遽、事務局の菊地事務局長が同席し、丁寧な対応の末、お帰りいただきました。

3件目は、 市 区 にお住まいの さんという方で、以前は町内の 地区に住んでおられた方で、 地区にある田んぼを売りたいということで相談に見えられました。現在、耕作しているのは 地区の さんという方ですので、一度売買の話をしてみてはということの助言をしました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、12月20日の担当委員より報告願います。

遊佐恭一委員

それでは、12月20日の報告をいたします。

会長室において、邊見職務代理、佐々木裕一委員、私遊佐が対応いたしました。相談件数は1件でした。

内容は 地区の さんと さんの2人来られました、田んぼの交換をしたいということでしたが、田んぼの面積が片や920平方メートル、片や3,109平方メートルと3倍近くの差がありました。20%までの差なら等価交換ということが可能でしたが、3倍近くの差があるため交換は不可能ですが、それでもとにかく交換したいということでした。

さんの農業者年金の関係だったり、 さんが土地を取得する資格要件がなかったりと、少々とりとめのない相談内容でしたが、 さん

が土地を取得する資格要件を満たすための工夫をするよう、指導いたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、農地転用の許可を要しない届出書について、事務局より報告願います。

また、12月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

農地調査委員会は、先月から古内世紀委員と委員長である私久道の2名が担当し、邊見会長職務代理者、事務局から菊地事務局長、佐藤主事の5名により、12月13日に現地調査を行いました。

番号1について、現地は 地区の に位置しており、届け出内容は、台風19号による稲わらの一時集積所となっています。既に受け入れを開始しており、特に問題も見当たらず、許可相当といたしました。

議長

ありがとうございました。これについて、何か質問ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項3番、使用貸借権の合意解約について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知について、報告事項5番、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、一括で事務局より報告願います。

事務局 (報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

(「 休憩お願いします 」 の声あり)

議長 休憩いたします。(13 : 54)

議長 再開いたします。(14 : 08)

事務局 (続いて報告事項 4、報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ただいま事務局から、報告事項 3 番、使用貸借権の合意解約について、報告事項 4 番、利用権設定の合意解約による通知について、報告事項 5 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを一括で報告がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。

ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして報告事項 6 番、形状変更届出についてを事務局より報告願います。

(報告事項 6 について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 12 月 13 日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

久道雄悦委員 番号 2 については、現地は 地区の に位置しています。形状変更後は の作付けを予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

議長 ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明をいたします。

ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

議長 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

古内世紀委員 議案番号37番について質問します。

この譲受人の方がかなり遠隔地で、常時耕作するのは困難と思われませんが、全部効率利用要件にちょっとひっかかるのではないかと考えて質問します。遠隔地にお住まいのため、誰かを雇うか何かしなければ営農は厳しいと思われませんが、美里町の方を誰か雇って耕作するのか。あるいは親類の人にでも耕作してもらうのか、あるいは誰かに委託するのか、あるいは本人が引っ越してきて耕作するとか、何かそういった事情があるのでしょうか。これが1点目です。

あと2点目は、この対価ですが、相場的に見てちょっと高価なのではないかと思ったのですが、この2点について質問します。

議長 事務局、説明願います。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(14:11)

議長 再開いたします。(14:12)

事務局

5番古内世紀委員の質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、県市という遠隔地の方がこっちに来て農業をするのはちょっと難しいのではないかと、何か理由があるのではないかとこの質問ですが、この方は現在県市の方ですが、退職を期にこちらに転居してくるといふことで、4月以降こちらで営農する見込みとなっております。

それから2点目は、対価総額、10アール当たり円、ここ最近では金額が大き過ぎるのではないかとこの質問でございますが、事務局的には、これぐらいお金を出しても購入したいといふご本人の意思のあらわれではないかと察します。詳しい内容といひますか、このような回答でしかできませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長

5番古内世紀委員、よろしいですか。

古内世紀委員

はい、ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

遠見勝寿委員

15番遠見勝寿です。

議案番号37番について古内世紀委員の質問と関連しますが、美里町としては新規就農になるかと思ひますが、営農計画みたいなのは提出されていますか。

事務局

休憩お願いいたします。

議長

休憩します。(14:14)

議長

再開します。(14:14)

事務局

15番遠見勝寿委員の質問にお答えします。

申請書はございますが、営農計画書は添付されておりませんでした。

(3番大崎幸信委員、挙手)

議長

3番大崎幸信委員。

大崎幸信委員

3番大崎幸信です。事務局の説明の補足となりますが、発言いたします。議案番号37番の案件は、私たちの集落の　　さんという方の土地なのですが、議案書に記載されている田と畑について、屋敷内に存在している農地です。今、屋敷内に存在している農地は、全国的にも問題になっていますが、この　　さんも自分では耕作ができなくなっただけで、売却したとのこと。

　　さんは奥さんと2人暮らしてでしたが、奥さんがつい最近亡くなりまして、これを期に集落を去るという話は聞いていました。ただ、集落内でのうわさ話なので、今後についてどうなるかまではわからなかったのですが、この間事務局に立ち寄ったときに、購入する方はこの方です、と言われて初めて確信しました。これまで　　さんは2人で一生懸命やってきた、田畑を荒らさないようにはしていましたが、今度購入する方は、将来的には田畑を全部埋め立てして、宅地の敷地拡張をするのではないかと見ています。

佐々木幸一郎委員

議案番号37番について、将来的な構想も含め、今詳細な話を聞きましたが、現時点では営農のための購入ですので、営農計画書、これは当然提出させるべきであると思います。どのような方であれ、営農計画書はやっぱり出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

事務局、回答をお願いいたします。

事務局

それでは、15番遠見勝寿委員と8番佐々木幸一郎委員のご質問にお答えします。

お二人の委員のおっしゃるとおり、議案番号37番の案件は新規就農扱いになります、新規就農である以上、当然ながら営農計画書が必要になってきますので、今回の申請時には営農計画書は求めませんでした。早速営農計画書を提出していただきますので、来月総会まで時間をいただきたいと思っております。そして、来月総会には報告できるようにしたいと思っておりますので、1カ月の猶予を頂きたいと思っております。

(「よろしく申し上げます」との声あり)

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、議案番号325番、347番を除いた27議案について審議いたします。
質疑ありませんか。

大友重善委員

7番大友です。議案番号 番の譲渡人の さん、この方は報告事項3の使用貸借権を さんと合意解約して、その農地を今度は再度 さんと利用権設定をしています。どう見ても1筆合いません。また、報告事項4の利用権設定の合意解約による通知については さんとして さんと合意解約しているのに、同じ土地を第2号議案では さんの名前で利用権を結んでいます。所有者が合わないようですが、どのような理由なのか説明をお願いします。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩します。(14:34)

議長 再開いたします。(14:55)
休憩前に引き続き、7番大友重善委員の質問への回答をお願いします。

事務局 それでは、7番大友重善委員の質問にお答えします。
まず1番目の質問についてお答えします。総会資料に掲載されています
さんですが、令和元年9月22日にお亡くなりになっていることがこ
の休憩中に判明いたしました。亡くなってから既に3カ月経過してしま
したが、解約の譲渡人の欄に、ご子息の さんが土地の所有者として既に
亡くなっている父親の さんの名義を記入したため、事務局でもそれ
に気付かずそのまま受け付けしてしまいました。本来ならこの譲渡人は、
相続人代表であるご子息の 氏とするべきでした。
2番目の質問の解約した土地と、新規に利用権設定した土地が1筆合わな
いことについてですが、利用権設定した際にこれまで頼んでいなかった農地
を1筆追加しての契約でした。そのため、1筆多く新規に利用権設定したと
いうことになります。
今回のこの質問について、解約した際に申請人が土地の所有者として亡く
なった父親の さんの名義を記載したため、事務局でもそれに気付か
ず受け付けした上、総会資料にもご存命しているという前提で記載してしま
った事について、大変申し訳ございませんでした。
以上、7番大友重善委員の質問に対してのお答えといたします。

大友重善委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 3 2 5 番、3 4 7 番を除いた 2 7 議案に、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号 3 2 5 番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、1 3 番鈴木幸博委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(1 4 : 5 9)

議長

再開いたします。(1 4 : 5 9)

休憩前に引き続き、議案番号 3 2 5 番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 3 2 5 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(1 5 : 0 0)

議長

再開いたします。(1 5 : 0 0)

議長

続きまして、議案番号 3 4 7 番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、1 1 番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(1 5 : 0 1)

議長 再開いたします。(15 : 01)

議長 休憩前に引き続き、議案番号347番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号347番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(15 : 02)

議長 再開します。(15 : 02)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、28議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、番号79番を除いた4議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号79番について審議いたしますが、農業委員会法等に関する法律第31条により、9番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(15:03)

議長

再開いたします。(15:03)

議長

休憩前に引き続き、議案番号79番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号79番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(15:04)

議長

再開いたします。(15:04)

議長

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、5議案全て賛成ですので、原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、12月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

番号15については、現地は 地区の に位置しており、転用目的は太陽光発電設備設置になっています。この用途については、住宅に隣接している小規模な農地であることから、第2種農地に当たり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。

質疑ありませんか。

議長

7番大友重善委員。

大友重善委員

7番大友です。

総会資料では面積が1,982平方メートルと記載されていますが、施設の概要の説明で転用面積が1,992平方メートルと記載され、この10平方メートル合いません。この10平方メートルどこから持ってきたのでしょうか。

議長

事務局、回答願います。

事務局

7番大友重善委員のご質問にお答えいたします。

総会資料に載っています1,982平方メートルが正しい面積です。備考欄にある1,992平方メートルは10平方メートル多い数字となり、大変

申しわけございませんでした。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。また、12月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

番号2について、現地は 地区の 位置しており、JR 駅から500メートル以内にあります。農地そのものは2種農地となります。当初の計画では、令和元年12月31日までの転用期間になっていましたが、工期の延長に伴い転用期間を令和2年12月31日までの計画変更するものです。その他については計画変更ありませんので、許可相当と見てきました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、農地転用事業計画変更承認申請については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 11番

署名委員 12番